

平成 24 年度採用予定の 市職員を募集します

職 種		学歴・資格・免許などの要件	年 齢	採用予定人数
行政事務職	上 級	①学校教育法による大学（4年制）を卒業または平成 24 年 3 月末までに卒業見込みの人 ②伊賀市職員採用試験委員会が①に掲げる人と同等の資格があると認める人	昭和 56 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	若干名
	初 級	①学校教育法による高等学校を卒業または平成 24 年 3 月末までに卒業見込みの人 ②伊賀市職員採用試験委員会が①に掲げる人と同等の資格があると認める人	昭和 61 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	
行政事務職 (身体障がい者 対象)	初 級	①学校教育法による高等学校以上もしくは特別支援 学校高等部を卒業または平成 24 年 3 月末までに 卒業見込みの人 ②伊賀市職員採用試験委員会が①に掲げる人と同等 の資格があると認める人	昭和 46 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	1 人程度
建 築 士	上 級	上記行政事務職上級の学歴などの要件を満たす人で、 1 級建築士免許を有する人または平成 24 年 3 月末 までに免許を取得見込みの人	昭和 46 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	1 人程度
	初 級	上記行政事務職初級の学歴などの要件を満たす人で、 1 級建築士免許を有する人または平成 24 年 3 月末 までに免許を取得見込みの人		
社会福祉士	上 級	上記行政事務職上級の学歴などの要件を満たし、社 会福祉士資格を有する人で、社会福祉士としての実 務経験の期間を 3 年以上有する人（同一事業所など に 3 年以上継続して勤務したことを条件とする）	昭和 46 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	1 人程度
	初 級	上記行政事務職初級の学歴などの要件を満たし、社 会福祉士資格を有する人で、社会福祉士としての実 務経験の期間を 3 年以上有する人（同一事業所など に 3 年以上継続して勤務したことを条件とする）		
薬 剤 師		薬剤師免許を有する人または平成 24 年 3 月末まで に免許を取得見込みの人	昭和 56 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	1 人程度
診療放射線技師		診療放射線技師免許と第 1 種放射線取扱主任者免状 の両方を有する人または平成 24 年 3 月末までに診 療放射線技師免許と第 1 種放射線取扱主任者免状の 両方を取得見込みの人	昭和 56 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	1 人程度
保 育 士		保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人また は平成 24 年 3 月末までに保育士資格と幼稚園教諭 免許の両方を取得見込みの人	昭和 56 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	3 人程度
消 防 職	上 級	上記行政事務職上級の学歴などの要件を満たす人	昭和 59 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	2 人程度
	初 級	上記行政事務職初級の学歴などの要件を満たす人	昭和 60 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	
	救急 救命士	上記行政事務職上級または初級の学歴などの要件を 満たし、かつ救急救命士法による救急救命士免許を 有する人または平成 24 年 3 月末までに救急救命士 免許を取得見込みの人	昭和 58 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	1 人程度

◆すべての職種について次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ①地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人
- ②上級の受験資格を有するにもかかわらず、初級を受験しようとする人
※行政事務職（身体障がい者対象）を除く。
- ③永住者または特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使または公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

◆上記のほか、身体障がい者対象および消防職については、それぞれ次の要件すべてに該当する人に限ります。

◇身体障がい者対象

- ①自力で通勤ができ、かつ、介護者なしに事務職としての職務遂行が可能な人
- ②身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人
- ③座位または起立位を保つことができ、週38時間45分勤務につける人
- ④活字印刷文による試験に対応できる人

◇消防職

- ①日本国籍を有する人
- ②受験時の居住地は問いませんが、採用後、消防本部までの通勤におおむね1時間以内の地域に居住する見込みの人
- ③交代制勤務ができる人
- ④身体健全で、消防業務を遂行するに当たって支障のない人
- ⑤視力は矯正視力を含み、両眼で0.7以上、かつ一眼でそれぞれ0.3以上、色覚は赤色、青色および黄色の色彩の識別ができ、聴力は左右とも正常な人

■試験日時・会場

◆行政事務職（身体障がい者対象を含む。）

◆建築士

◆社会福祉士

○第1次試験

■行政事務職：教養試験・能力試験

■建築士・社会福祉士：教養試験・専門試験

【とき】 9月18日(日) 午後1時30分～

【ところ】 ゆめぼりすセンター

○第2次試験（第1部）適性検査

【とき】 10月15日(土)

【ところ】 市役所本庁舎

○第2次試験（第2部）個人面接

【とき】 10月22日(土)

【ところ】 市役所本庁舎

◆薬剤師

◆診療放射線技師

○第1次試験 教養試験

【とき】 9月18日(日) 午前10時～

【ところ】 ゆめぼりすセンター

○第2次試験（第1部）適性検査

【とき】 10月15日(土)

【ところ】 市役所本庁舎

○第2次試験（第2部）個人面接

【とき】 10月29日(土)

【ところ】 市役所本庁舎

◆保育士

○第1次試験 教養試験

【とき】 9月18日(日) 午前10時～

【ところ】 ゆめぼりすセンター

○第2次試験（第1部）適性検査

【とき】 10月15日(土)

【ところ】 市役所本庁舎

○第2次試験（第2部）個人面接・ピアノ実技

【とき】 10月29日(土)

【ところ】 市役所本庁舎

◆消防職

○第1次試験 教養試験・体力測定

【とき】 9月18日(日) 午前10時～

【ところ】 午前：ゆめぼりすセンター

午後：県立ゆめドーム

○第2次試験（第1部）適性検査

【とき】 10月15日(土)

【ところ】 市役所本庁舎

○第2次試験（第2部）個人面接

【とき】 10月29日(土)

【ところ】 市役所本庁舎

いずれの職種も、第2次試験については、第1次試験合格者を対象に実施し、詳細は第1次試験合格者に通知します。

*第1次試験の内容

教養試験…言語・数理・論理・常識・英語に関する実社会で必要とされる基礎的な知的能力および応用力ならびに学力についての択一式による筆記試験を行います。(所要時間：1時間)

能力試験…事務職に求められる能力について、総合的なレベルや全体的なバランス、事務作業の確実性などについての択一式による筆記試験を行います。(所要時間：約1時間)

専門試験…各職種における専門的知識、能力などについての択一式による筆記試験を行います。(所要時間：2時間)

体力測定…立ち幅跳び・上体起し・腕立伏臥腕屈伸・時間往復走・5分間走・懸垂・握力測定を行います。

■受験手続

◆受付期間 8月1日(月)～9月2日(金)午前8時30分～午後5時

※土・日曜日を除く。

※郵送による申し込みは必ず「簡易書留」とし、9月2日(金)午後5時必着とします。

◆申込方法

人事課・各支所振興課・消防本部・上野総合市民病院に設置の申込用紙に記入の上、次の必要書類を添えて、郵送または持参でお申し込みください。申込用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

募集要項・申込書を郵送により取り寄せたい場合は、返信用封筒（角型2号封筒に宛名を明記し120円切手を貼り、氏名の後に「様」を記入してください。「行」「宛」などは記入しないでください。）を同封の上、問い合わせ先までご請求ください。

* 提出書類

①伊賀市職員採用試験申込書

※高校生は、高等学校統一様式でも結構ですが、必ず希望職種を明記してください。

②返信用封筒 1通（郵送での申し込みの場合は2通）

※長型4号に第1次試験結果の送付を希望する住所、受験者本人の氏名を明記し80円切手を貼り、氏名の後に「様」を記入してください。「行」「宛」な

どは記入しないでください。

③身体障がい者の人は身体障害者手帳の写し 1通

④外国籍の人は登録原票記載事項証明書などの在留資格を証する書類 1通

※受験に際して取得した個人情報、採用試験および採用に関する事務以外の目的では使用しません。

※提出された書類は一切お返ししません。

■採用予定日

平成24年4月1日

■勤務条件（平成23年4月1日現在）

◆採用後の給与など

初任給（行政事務職の一般的な例）

○大学卒 178,800円

○短大卒 152,800円

○高校卒 149,800円

※前職歴に応じて加算される場合があります。

※諸手当として、地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などが支給されます。

※民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与に準拠して給与改定を行うことがあります。



◆勤務時間（行政事務職の一般的な例）

午前8時30分～午後5時15分

（1週間あたり38時間45分）

◆休日

土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※勤務場所により異なることがあります。

◆休暇

年次有給休暇として年間20日（採用年は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

そのほか、結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

◆その他

①保育士は採用後に幼稚園に配属される場合があります。

②救急救命士については有資格者を採用しますが、採用後は消防職員として救急業務以外に通常の消防業務に従事していただきます。

③採用内定後、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関などにおいて検査した診断書の提出を求めます。

④採用内定後、受験資格を満たさない場合または申込書に虚偽の記載がある場合などは、採用しません。



■申込先・問い合わせ

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市企画総務部人事課

☎22-9605 FAX 22-9628

※消防職については、消防本部消防総務課（☎24-9100

FAX 24-9111）にも問い合わせができます。

※受験資格・手続きなど、詳しくは、募集要項に掲載しています。お申し込みの際には、必ず募集要項を確認してください。